

■ 大阪府立懐風館高等学校 PTA 規約

第1条 名称及び事務所

本会は、大阪府立懐風館高等学校 PTA と称する。
本会の事務所は、大阪府立懐風館高等学校（羽曳野市大黒776）内に置く。

第2条 目的

本会は、構成員となる本校に在籍する生徒の保護者と教職員とが協力して、学校及び家庭における教育に関して理解を深め、本校教育の充実発展と生徒の安全及び健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 事業・活動

本会は前条の目的を達成するため、次の事業・活動を行う。
1. 生徒の安全等に係わる取組に資する P T A 賠償責任保険（生徒の自転車事故等による対人・対物賠償保険）加入事業
2. 家庭と学校の緊密な連絡によって生徒の生活を指導する事業・活動
3. 生徒の教育・学習環境の改善充実、生徒の学習・健康増進に関する事業・活動
4. 文化的等諸活動を行い社会教育の振興に寄与する事業
5. 広報紙等の発信、会員相互の研修、その他必要な事業・活動

第4条 会員

1. 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者ならびに教職員とする。生徒の入学もしくは転入時、教職員の着任時等に「加入同意書」の提出をもって入会とする。
2. 生徒が卒業もしくは転退学、教職員が離任した時点、または所定の「退会届」を提出した時点で退会とする。
3. 前項の規定に関わらず、第6条役員（以下「役員」という。）は次年度の総会開催日まで会員資格を有するものとする。
4. 本会の会員は大阪府立高等学校 P T A 協議会及び一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会の加盟会員となり、加盟事業の提供等を受けることができる。

第5条 経費

1. 本会の会費は生徒1人につき年額3,360円、教職員も同額とし、分納することができる。なお、年度途中入会の場合は月割計算額とし、年度途中退会の場合は、会費を返金しないものとする。
2. 本会の事業・活動経費は、前項の会費、その他事業収入及び寄付金をもって支弁する。
3. ただし、P T A 実行委員会が別に定める学年の全生徒に適用・配付するものに関しては、前項の会費等を充てず、学年費に計上して支弁するものとする。
4. 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告、承認を受けなければならない。
5. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 役員

本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名（教職員1名を含む）
- (4) 会計 2名（教職員1名を含む）
- (5) 会計監査 2名
- (6) 上記のほか、相談役1名（元 PTA 役員）を置くことができる。

第7条 役員の仕事

本会の役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は会を代表し、会務を総括し、総会、実行委員会の議長を兼ねる。ただし議長を他の会員に委嘱してもよい。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
3. 書記は会の庶務を行う。
4. 会計は会計事務を処理し総会において会計報告をする。
5. 会計監査は会計年度終了後30日以内に監査を行い総会の承認を受ける。
6. 相談役は会長等から相談があった場合には意見を述べることができる。
ただし、議決権はなく出席も実行委員会のみとする。
7. 役員は委員会の顧問を兼務することができる。

第8条 役員選出と任期

役員候補者指名委員会において、候補者を決定し、総会の承認を受ける。役員の仕事は1年間とし、再任（相談役を除く）を妨げない。

第9条 役員候補者指名委員会

役員候補者指名委員会は、役員、各委員会委員長および学年委員長、教職員1名によって構成し、候補者名簿を総会に公示する。委員会はその任務を終了したとき解散する。

第10条 委員会

1. 本会には前条の委員会のほか、つぎのとおり委員会を設ける。委員は会長が委嘱する。
(1) 実行委員会 役員と各委員会正副委員長若干名。
(2) 学年委員会 各学級より1名。ただし、正副委員長は実行委員を兼務する。
(3) 各種委員会 実行委員会が必要と認めるとき、常置または臨時に設ける。
2. 実行委員会は本会の事業・活動を企画し、その運営をはかる。
3. 学年委員会は実行委員との緊密な連絡のもとにその学年の会員の意見を尊重し、その学年の事業・活動を企画運営する。学年委員会は必要に応じて、学校単位の会議の開催を学年代表にはかることができる。

第11条 総会

1. 毎年春、総会を行う。実行委員会が必要と認めるときは臨時総会を行う。春季総会で、次の事項を付議する。
(1) 役員を選出
(2) 年度事業計画
(3) 決算及び予算の承認
(4) 規約改正
(5) その他必要な事項
2. 前項に関わらず、会長が必要と認めるときは、書面等の方法により行うことができる。

第12条 総会の定数、議決

1. 総会は出席者と委任状の合計数が、全会員の過半数のとき成立し、議決は過半数を以て決定する。
2. 総会が書面や Web 等による場合は、意見を集約し特に異議がない場合若しくは全会員の過半数の同意により決する。
3. 緊急事態宣言発令等により総会を開催することが困難な場合には、前項の規定にかかわらず、実行委員会において付議事項を決定することができる。

第13条 委任状

会員が総会の議案処理を総会議長に委任するときは、事前に委任状を議長に提出する。

附則 この規約は平成23年4月1日より実施する。
附則 この規約は平成28年4月1日から実施する。
附則 この規約は令和5年4月1日より実施する。
附則 この規約は令和7年5月10日に改正し、令和7年4月1日から適用する。

P T A 慶 弔 規 約

大阪府立懐風館高等学校 P T A

1. 会員の死亡
10,000円と櫛一對又は供花一基
(1) 生徒の両親又は保護者
(2) 教職員
2. 生徒の死亡
10,000円と櫛一對又は供花一基
3. その他必要と認めるときは、役員会で協議決定する。

附則) この規約は平成23年4月1日から実施する。
附則) この規約は平成28年4月1日から実施する。

○PTA加入同確認書の様式

令和 年 月 日

大阪府立懐風館高等学校
PTA 会長 様
学 校 長 様

大阪府立懐風館高等学校PTA 加入同意確認書

保護者名		電話番号	
生徒名		受験番号	
		学年・組	年 組

当てはまる欄に、 チェックを入れ、生徒を通じて、担当教員まで提出してください。

記

大阪府立懐風館高等学校PTA規約の趣旨に賛同・以下事項を承諾し、入会します。
(加入同意書)

PTA会費の会計徴収に関する事務につきましては、PTAから学校に委任しており、PTA会費は学校納付金と合わせて徴収されます。

PTA規約に関する事業・活動であっても、学年の全生徒に適用・配付等するものに関しては、PTA会費を充てず、学年費に計上して支弁するものとします。

以下PTA非加入事項を承諾した上で、大阪府立懐風館高等学校PTAに、加入しません。
(非加入届、退会届)

PTAからの広報紙や連絡文は全生徒に配付します。お手数ですが併読をお願いします。

大阪府立懐風館高等学校PTA慶弔規約の適用外となります。また、大阪府立高等学校PTA協議会及び一般社団法人全国高等学校PTA連合会の加盟会員とならず、入院見舞金など加盟事業の提供等を受けることができません。

また、PTA会費費用負担等の公平・平等性の観点から、損得が生じないよう、PTA会員保護者の社会見学・研修等の参加等の対象外の扱いとなり、学年費精算残金返金等の口座振込手数料などもご負担いただくこととなります。

PTA規約に関する事業・活動であっても、学年の全生徒に適用・配付等するものに関しては、PTA会費を充てず、学年費に計上して支弁するものとします。(学年の全生徒に関わるPTA事業・活動において、PTA非加入の生徒が区分等されないように努めます。)

ただし、PTA 会費費用負担等の公平・平等性の観点から、損得が生じないよう、非加入の場合は、生徒の近畿大会等参加旅費等の支援支給の対象外となり、皆勤賞副賞等は実費負担(任意)いただくこととなります。

上記生徒へPTA非加入の旨を説明済みです。

■大阪府立懐風館高等学校振興基金 に関する規程

第1条 目的

大阪府立懐風館高等学校の教育環境の充実を支援することを目的として、大阪府立懐風館高等学校振興基金(以下「基金」という。)を大阪府立懐風館高等学校PTA(以下「PTA」という。)内に設立するものとする。

第2条 事業内容

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本校教育環境の改善
- (2) 本校教育活動の支援
- (3) クラブ活動の発展に関する支援
- (4) 前各号に掲げる場合に準ずるとPTA会長が認めた経費

第3条 基金

前第1条及び第2条の目的及び事業内容を達成するために次の会計(以下「各会計」という。)を置く。

- 1 PTA教育振興会計
- 2 PTA記念事業会計

第4条 各会計使用目的

前条、各会計の使用する目的は次のとおりとする。

- (1) PTA教育振興会計
 - 一 学習・教育環境(施設面)を整備するための経費
 - 二 学習・教育に必要な備品等を整備するための経費
 - 三 「羽曳野人材バンク」を運営するための経費
 - 四 国際理解・国際交流教育に必要な経費
 - 五 上記各号に準ずる事項に要する経費
- (2) PTA記念事業会計
 - 一 周年事業に要する経費
 - 二 特別な記念事業に要する経費
 - 三 上記各号に準ずる事項に要する経費

第5条 資金

基金の資金は、PTAの予算の定めによる繰入金、寄付金、その他の収入による。

第6条 財務

- 1 基金の財務は、PTAの予算の定めるところによる。
- 2 各会計の財務については、次のとおりとする。
 - 一 PTA役員会での協議により決定する。
 - 二 あらかじめ協議する余裕がない場合は、校長が決定し、速やかに事後、PTA役員会に報告すること。

第7条 資金の管理

資金の管理は、PTA会長から委任を受けた校長が行い、会計毎に銀行口座を設け行うこと。

第8条 その他

基金について疑義又は当規程に定めのないことについては、PTA役員会で調整するものとする。

附 則

- 1 当規程は平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成29年5月13日に一部改正する。